第 185 回

千葉県都市計画審議会

議事録

期 日 平成 29 年 10 月 17 日 (火) 場 所 千葉中央ツインビル2号館 14階 千葉商工会議所 第1ホール

目 次

議事日程				
出席委員名簿				
議題一覧表				
1.	開 会	1		
2.	都市整備局長挨拶	1		
3.	定足数の報告	1		
4.	新任委員の紹介	1		
5.	会長選出、会長職務代理者の指名	2		
6.	議長の指定	2		
7.	議事録署名人の指名	3		
8.	非公開議案等の審査	3		
9.	議案審議	4		
	第1号議案	4		
	第 2 号議案	5		
	第 3 号議案	9		

.....

.....

.....

1 1

1 4

1 5

1 8

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第185回千葉県都市計画審議会 議 事 日 程

平成29年10月17日(火)

- 1 開 会
- 2 都市整備局長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 新任委員の紹介
- 5 会長選出、会長職務代理者の指名
- 6 議長の指定
- 7 議事録署名人の指名
- 8 非公開議案等の審査
- 9 議案審議第1号議案 ~ 第6号議案
- 10 閉 会

第185回千葉県都市計画審議会 平成29年10月17日 (火曜日) 於・千葉中央ツインビル2號14階 千葉商工会議所第1ホール 午後1:30~ 午後2:50 出席委員 21名

第185回千葉県都市計画審議会出席委員

(順不同敬称略)

r		
構成	氏 名	摘 要
	北原理雄	都 市 計 画
	屋井鉄雄	都 市 計 画 ・ 土 木
	橋 本 都 子	建築
学識経験者	鶴岡宏祥	農業
	福士正直	都 市 経 営
	浜 田 穂 積	千葉県議会議員
	佐藤正己	千葉県議会議員
	瀧田敏幸	千 葉 県 議 会 議 員
県議会の議員	矢 崎 堅太郎	千葉 県 議 会 議 員
	鈴 木 均	千葉県議会議員
	赤間正明	千葉 県 議 会 議 員
	岡田幸子	千葉県議会議員
	浅野僚也	財務省関東財務局長
	(代理・渡邉繁明	千葉財務事務所次長)
	浅川京子	農林水産省関東農政局長
関係行政	(代理・七夕義孝	農村振興部地方参事官)
機関の職員	佐竹佳典	経済産業省関東経済産業局総務企画部長
	(代理・北城飛鳥	企画課統括係長)
	河 田 守 弘	国土交通省関東運輸局長
	(代理・高山和征	千葉運輸支局長)
	泊 宏	国土交通省関東地方整備局長
	(代理・八尾光洋	千葉国道事務所長)
	永 井 達 也	千葉県警察本部長
	(代理・杵渕賢二	交通部交通規制課長)
市町村の長を		
代表する者		
市町村議会の	小松﨑 文 嘉	千葉市議会議長
議長を代表	伊藤竹夫	成田市議会議長
する者	市原重光	睦 沢 町 議 会 議 長

第 1 8 5 回 千 葉 県 都 市 計 画 審 議 会 議 題 平成 2 9 年 1 0 月 1 7 日提出

第1号議案 市原都市計画区域区分の変更について (付議) 第2号議案 流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業の 事業計画の変更(第10回)の縦覧に係る意見書について(諮問) 第3号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設(産業廃棄物 処理施設)の敷地の位置(香取市)について(付議) 第4号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設(産業廃棄物 処理施設)の敷地の位置(松戸市)について(付議) 第5号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設(産業廃棄物 処理施設)の敷地の位置(船橋市)について(付議) 第6号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設(産業廃棄物 処理施設)の敷地の位置(市原市)について(付議)

1. 開 会

司 会 定刻となりましたので、ただいまから第185回千葉県都市計画審議会を開催いたします。

2. 都市整備局長挨拶

司 会 はじめに行方都市整備局長よりご挨拶を申し上げます。

行方都市整備局長 都市整備局長の行方でございます。

委員の皆様には大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の審議会は、7月の開催に引き続き本年度第2回です。

本日の議案としては、区域区分の変更、いわゆる線引きの変更が1議案、土地区画整理 事業の事業計画の変更についての意見書の審査が1議案、産業廃棄物処理施設について4 議案、計6議案です。

議案の内容については後ほど担当課長等から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

まことに簡単ですが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

3. 定足数の報告

司 会 続きまして、事務局より定足数の報告を申し上げます。

事務局 定足数について報告いたします。

本日の出席委員の皆様は、委員定数 28 名のうち 21 名となっており、「千葉県都市計画 審議会条例」第5条第3項の規定により、2分の1以上の出席をいただいており、会議は 成立しております。

4. 新任委員の紹介

司 会 次に、本審議会委員のうち新たにご就任いただいた方を紹介させていただきます。

はじめに、学識経験者の委員ですが、学識経験者の委員におかれては前任期が 8 月 31 日に満了となりましたが、引き続きすべての委員の皆様にご就任いただいておりますこと を申し添えさせていただきます。

続きまして、関係行政機関の職員の委員ですが、関東運輸局長の河田様に新たにご就任いただき、本日は代理として千葉運輸支局長の高山様にご出席いただいております。

千葉県警察本部長の永井様に新たにご就任いただき、本日は代理として交通部交通規制 課長の杵淵様にご出席いただいております。 以上で、新たにご就任いただいた方の紹介を終わります。

なお、本日ご出席の委員の方については、お手元の座席表をもって紹介にかえさせてい ただきます。

5. 会長選出、会長職務代理者の指名

司 会 次に、本審議会の会長選出についてお諮りします。

先ほど紹介させていただいたとおり、学識経験者委員の方々には前期に引き続き就任い ただいているところです。

本審議会の会長については、「千葉県都市計画審議会条例」第4条第1項の規定により 「学識経験者委員のうちから委員の選挙によって定める」と規定されていますので、当審 議会で改めて会長を選出したいと存じます。

なお、選出にあたりましては、お手元の学識経験者委員に関する資料をご参照ください。 選出方法は自薦、他薦で行いたいと思いますが、どなたか推薦はございますか。

- 委員 都市計画について大変ご造詣が深く、また経験も豊かでいらっしゃる北原委員に引き 続き会長をお願いしたいと存じます。推薦させていただきます。
- 司 会 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

司 会 北原委員に引き続き会長をとの推薦をいただきましたが、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

司 会 では、ご異議がないとのことですので、北原委員に引き続き会長をお引き受けいただ きたく存じます。

それでは北原委員、よろしくお願いします。

ただいま審議会長に選出された北原委員には、会長席にお移りいただき、ご挨拶をいた だきます。

- 会 長 ご指名いただきました北原です。当審議会は、県土の均衡ある発展、そして県民の生活環境向上のため重要な案件を審議する場と理解しております。大変力足らずではありますが、委員の皆様のお力添えを得ながら務めを全うしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 司 会 ありがとうございました。

次に、「千葉県都市計画審議会条例」第4条第3項の規定により、会長の職務代理者を 会長が指名することとなっておりますので、会長、指名をよろしくお願いいたします。

- 会 長 会長職務代理者としては、前期に引き続き、都市計画の面で大変造詣の深い屋井委員 にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 司 会 それでは屋井委員、会長代理席のほうへお移りください。

6. 議長の指定

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第1項の規定により、会長が会議の

議長を務めることとなっております。議事進行を、北原会長、よろしくお願いいたします。 会 長 議事の進行を務めさせていただきます。

7. 議事録署名人の指名

会 長 はじめに、本市議会の議事運営規則第 10 条第 3 項の規定により、議事録署名人を指 名させていただきます。

屋 井 委 員 鈴 木 委 員 よろしくお願いいたします。

8. 非公開議案等の審査

会 長 次に、非公開議案等の審査ですが、本日ご審議いただく案件は、区域区分の変更が1 議案、土地区画整理事業の事業計画の変更に係る意見書が1議案、建築基準法の産業廃棄 物処理施設関連が4議案の計6議案です。

非公開の取り扱いについては、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし 書に非公開とすることができる規定がありますが、事務局から提案はありますか。

事務局 本審議会は、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条に基づき、原則どおり公開でご審議いただきたいと考えております。

今回の第2号議案に関する意見書には、意見書の提出者の氏名等が含まれていますが、 説明にあたり、議案説明者は、公開の場であることを踏まえ、個人情報に該当する部分に ついて配慮して説明を行うことといたします。

また、傍聴者及び報道関係者に配付する議案書は、赤枠で囲まれた個人情報の該当箇所を黒塗りといたします。

さらに、委員の皆様におかれましても、審議の際、個人情報の取り扱いにご配慮いただ きたいと考えております。

以上の取り扱いにより、「千葉県都市計画審議会議事運営規則」第9条のただし書に該当する「非公開案件はない」として公開で開催することでいかがでしょうか。

会 長 ただいまの事務局提案について、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 「異議なし」ということですので、本日の審議会において非公開とする案件はないと いうことで進めさせていただきます。

次に、本審議会の傍聴人について確認します。

本日、審議会に傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局 本日、傍聴人は2名の方がお越しになっております。

会 長 それでは、事務局は傍聴人を入場させてください。

(傍聴人 入場)

会 長 次に、報道関係の方がいらっしゃったら、事務局は入場させてください。

事務局 本日は報道関係者の方はお見えになっておりません。

議事に入る前に、傍聴人の皆様に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局からお配りした「注意事項」をよく読んでいただき、その内容をお守りく ださい。よろしくお願いします。

9. 議 案 審 議

会 長 本日ご審議いただく案件は6件です。重要な案件ですので、十分ご審議くださるよう にお願いいたします。

また、議案は既にお手元にお届けした議案書のとおりですので、従来どおり議案の朗読 については省略させていただきます。

これより議案の審議に入りますが、事務局は議案の説明は簡潔にお願いします。

第1号議案

会 長 それでは、

第1号議案 市原都市計画区域区分の変更について

を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第1号議案「市原都市計画区域区分の変更」について説明いたします。

ご審議いただきますのは、市原市岩崎養老川周辺地区における区域区分の変更です。

今回の変更では計画書の変更はありませんので、議案書4ページの位置図より説明いたします。

議案書、またはスクリーンの位置図をご覧ください。

本地区は、JR内房線五井駅から北西に約1.5kmで、二級河川である養老川の河口部左 岸に位置しており、トラックターミナルや物流倉庫などの流通業務用地として既に土地利 用が進んでいる地区です。

また、都市計画区域マスタープランでは「今後とも工業地として配置し、軽工業を中心とした誘致を進める」と位置づけられており、今回、当該地が河川区域から除外されたこともあり、適切な土地利用の増進を図るため、区域区分を変更し、市街化区域に編入するものです。

議案書5ページ、またはスクリーンの計画図をご覧ください。

赤色の線で囲まれた部分が、今回、市街化区域に編入する区域になります。

茶色の線は、現在の区域区分の境界線です。養老川とその河川敷部分が市街化調整区域です。この線より陸地側が市街化区域となっています。

本地区は、昭和 45 年の都市計画決定当初から既に土地利用が進んでいる地区でしたが、 明治から昭和初期につくられた堤防より河川側に位置していたことから市街化調整区域と なっておりました。

養老川の改修工事が進む中で、本地区については、土地利用の進んだ民地を含んでいたことから、民地を含まない構造に見直しが行われ、平成 27 年に堤防などを含む前面の河川整備が完了したところです。

このことにより当該地は河川区域から除外され、今回、市街地環境の保全と現行の流通 業務を主とした土地利用の誘導を図るため、区域区分を変更し、市街化区域に編入しよう とするものです。

なお、区域区分の変更に伴い、市原市において用途地域及び地区計画の都市計画決定も 同時に行われる予定です。

以上が変更の内容となります。

本議案について、8月8日から8月22日までの2週間、縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案の説明を終了いたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 会 長 ただいま第1号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問 がありましたらお願いします。
- 委員 この河川から市街化区域になるということですが、今の説明では、堤防ができたのでということがありましたが、この地域は河口にも大変近いところですし、地元の市会議員に聞いたのですが、今、集中豪雨とかあるので、高波とか、そういった大きな豪雨があったときの対策がこの堤防によってきちんと安全性が保たれるのかどうかということをお聞きしたいと思います。50 ミリ対応なのかなとは思うのですが、何mぐらいの堤防ができて、それに対してどれくらいの安全性があるのかというのを教えてください。
- 事務局 堤防の安全性というお話ですが、本地区周辺の堤防の高さは、洪水、高潮、津波に対するものの中で最も高いもので決定しており、そういった高波、高潮なども考慮した計画で整備されています。

雨の時間対応ですが、養老川については、概ね時間雨量 50 ミリ相当の降雨に対応した河川整備を行っております。また、本地区周辺については、近年において氾濫などの被害は確認されておりません。

委員 堤防の高さもお聞きしたのですが。

事務局 堤防の高さについては、概ね A.P. +5 m程度で、基準面から 5 m程度という高さになります。

会長ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決いたします。

第1号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

会 長 全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第1号議案を原案 どおり可決することに決定します。

第2号議案

会 長 次に、

第2号議案 流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業の

事業計画の変更 (第10回) の縦覧に係る意見書について

を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案について説明いたします。

本案件は、独立行政法人都市再生機構が施行している流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業について、事業計画の変更の縦覧を行ったところ、1通の意見書が提出されたことから、本審議会のご意見を伺うものです。

初めに、意見書の取り扱いについて説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

都市再生機構が施行している土地区画整理事業の許認可は国土交通大臣が行うこととなっております。そのため、施行者が作成した事業計画の変更案の縦覧を国土交通大臣が行います。利害関係人から意見書が提出された場合は、千葉県知事が意見書を受理することとなっております。そして知事は、提出された意見書について都市計画審議会の意見を聞き、その意見を付して国土交通大臣に送付いたします。その後、国において意見書の審査が行われることとなっております。

よって、本審議会は、提出された意見書の内容を事業計画に反映させる必要があるか否かご審議いただき、その意見を伺うものです。

次に、事業の概要について簡単に説明させていただきます。

スクリーンをご覧ください。

赤枠で囲まれた箇所が都市再生機構が施行する新市街地地区です。

地区中央にはつくばエクスプレスと東武アーバンパークラインの結節点である流山おお たかの森駅があります。

区画整理の施行面積は約 275ha で、施行期間は平成 11 年度から平成 35 年度までとなっております。

次に、今回の事業計画の変更について説明いたします。

一つ目として、設計概要の変更として「区画道路等の新設、廃止又は変更」が 11 ヵ所、「水路の新設、変更」が 3 ヵ所あります。

二つ目として、資金計画の変更として、道路等公共用地の変更に伴い、総事業費を 30 万円減額し、1,094 億 5,154 万 7,000 円に変更しました。

このことについて、平成 29 年 7 月 7 日から 7 月 20 日までの 2 週間、縦覧に供したところ、 8 月 3 日までの意見書提出期間に 1 通の意見書の提出がありました。

それでは、提出された意見書について説明させていただきます。

お手元の当日配付資料、「第2号議案意見書の意見に対する考え方」と記載してある資料、またはスクリーンをご覧ください。

配付資料1ページ目をお開きください。

今回、意見書が提出された箇所図です。図面上、「①-1道路計画の変更」と記載された箇所が対象位置です。

次に、意見書の対象箇所の状況、変更内容について説明いたします。

引き続きスクリーンをご覧ください。

まずは対象箇所の拡大図です。

意見書の対象箇所は区画整理地区の縁辺部で、県道柏流山線と流山市道の接続点となります。

これは、県道から見た現況の写真です。ご覧のように、現在、県道と市道が鋭角に接続していることから、合流時の見通しが非常に悪い状況となっております。

次に、配付資料2ページ目、スクリーンをご覧ください。

こちらは、今回、意見書の提出があった道路の変更案の対比図です。左が現況、中央が 現在の計画、右が今回の変更案です。

現況は、県道と市道の交差角が約20度と鋭角で、見通しが大変悪い状況となっております。

現計画では県道と市道を直角に交差させることとしましたが、対面交通を考えた場合、 無理があり、利用しづらい土地が生じます。

そこで、今回の変更案では、対面交通の円滑化と安全を確保するとともに、合理的な土 地利用が図れるよう見直すものです。

では、今回提出されました意見書の要旨について説明させていただきます。

配付資料の3ページ、またはスクリーンをご覧ください。

左の欄に意見書の要旨を、右の欄に意見に対する施行者の考え方を記載しております。 また、参考として、4ページ目に意見書本文を添付しております。

意見書の要旨の一つ目ですが、「江戸、明治、大正、昭和と先人達より引き継がれた由緒ある道路であり、慎重な取扱いをお願いしたい。今回は形状を変更せず、信号機を取り付け、県道拡張の時にやればよい。再考をお願いしたい。」という意見です。

この意見に対する施行者の考え方ですが、「今回の変更案は、現計画と比較して、交差 点付近の区画道路屈曲部が改善され、交通処理が円滑化される。また、現況道路と比較し ても、交差点の交差角が直角に近づくことから、より交通安全に配慮した道路計画となっ ている。本事業は、平成 30 年度に工事完了としていることから、それまでに変更箇所を 整備する必要がある。」というものです。

次に、もう一つの意見ですが、「我が家は道路計画変更等により状況が悪化し、大変困窮している。私有地の土地活用を最大限に図ることが出来るよう、将来問題が起こらず、 未来に希望が持てる計画を望んでいる。」という意見です。

この意見に対する施行者の考え方は、「今回の道路計画変更案は、土地形状にも配慮し、将来の土地利用がし易い道路になるよう計画している」ということです。

以上のとおり、施行者である都市再生機構としては、今回の変更案がより安全な道路形状となり土地利用にも配慮していることから、今回提出された意見を事業計画に反映させる必要はないとの考えです。

説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 会 長 第2号議案について事務局から説明をしていただきました。ご意見、ご質問はございませんか。
- 委員 地元の市会議員にお聞きしたところ、この方はこの説明などを受けたのかどうか私も 把握していないのですが、この形については了解されたと伺ったのですが、その辺はどう なのでしょうか。今の区画整理そのものについてはいろいろ意見を持っていらっしゃるの

かなと思いながら、これについてはそういうふうにお聞きしているのですが、いかがでしょうか。

事務局 施行者である都市再生機構によりますと、意見書を提出された方には、昨年の秋ごろから幾度となく説明をさせていただいております。そして、要望を踏まえて案を作成していると伺っております。

詳細につきましては、本日、施行者である都市再生機構が参っていますので、機構のほうからご回答いただければと思います。

会 長 それでは機構から説明、補足をお願いします。

都市再生機構 いま説明がありましたとおり、現状の道路を生かした形状にしてほしいとの要望がございましたので、要望を踏まえ、土地利用のしやすさ、交通の安全性を確保した案を作成しております。

意見書を提出された方に対しては、昨年の9月より 10 回にわたり説明させていただいております。しかしながら、変更案については、当該地権者から見るところ、ご本人の意向が、先ほどの意見書の内容にありましたとおり、「県道拡幅時に道路計画を見直すこと」ということがございましたので、そういうことについては今回変更するということで反映されてないため今回の意見書が提出されたものと認識しております。

参考ということですが、その他の隣接する地権者には説明して了解をいただいておりますし、その他の方々からも特に反対という意見をいただいておりません。

以上です。

- 会長 いかがでしょうか。
- 委員 なかなか意見書を提出された方からは了解は得られなかったということなのでしょうかね。でも、安全をしっかり確かめて、周りの方々からは了承を得ているということですので、安全性を保つという意味からは本当に必要なことかなと思いました。
- 会長ほかにいかがでしょうか。
- 委員 実は近いものですから、この場所を視察に行ってまいりました。

確かに意見書のとおり、昔からの道路はカーブがきつく、バイパス的に新しい道路がつくられたということになっております。今回の意見書で指摘されているところは、これは説明とかぶりますが、T字路の交差点について斜めに交差していて、見ても、これは危険だなということがすぐわかるわけです。当然、このままでは、公安委員会の指摘を受けることになると思います。昔からの現道と現在の交通量の多い道路との交差点を改良することにより、昔からの現道の景観を著しく損なうものではないという感じを見てまいりました。交差点を改良することによって、中に居住する人、またそこを訪れる人たちがより安全性が高まることだと私は思って見てまいりました。これは改良しなければならないところだと思っております。

意見として発言させていただきました。

会 長 どうもありがとうございます。現地をご覧になられてのご意見です。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決いたします。

意見書の採択・不採択について、毎度少し混乱するので補足いたしますと、ここでは意

見書について賛成か不賛成かを採決するのではなく、意見書について事務局サイドから「不採択が妥当である」という提案をいただいていて、それについて賛成か賛成でないかということを伺う採決になります。

それでは、第2号議案について、提出された意見書は事業計画に反映させる必要性は認められない旨答申することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

会 長 全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第2号議案について審議した結果、意見書については事業計画に反映させる必要性は認められない旨、答申することに決定します。

どうもありがとうございました。

第3号議案

会 長 次に、

第3号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設 (産業 廃棄物処理施設)の敷地の位置 (香取市) について

を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案説明の前に、第3号議案から第6号議案については建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関してご審議いただくものですので、まず、建築基準法第51条について少し説明させていただきます。

法律では、「都市計画区域内においては、一定の処理能力を超える産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、原則として建築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合に、例外的に建築できる。」と規定されております。

一般的に、民間事業者が設置する産業廃棄物処理施設については、都市計画決定される ものではないため、建築基準法第 51 条ただし書の規定により許可することで建築ができ るようになります。

ここからの4議案は、いずれも、このただし書の許可を得ようというものです。これらは特定行政庁が付議するものであるため、第3号議案は特定行政庁である千葉県から、第4号議案は特定行政庁である松戸市から、同様に第5号議案は船橋市、第6号議案は市原市からそれぞれ説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは第3号議案について説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。あわせてスクリーンもご覧ください。

施設の設置者は、片野建設株式会社 代表取締役 片野茂です。

敷地の位置は、香取市与倉に位置しており、敷地面積は 6,897.25 ㎡、用途地域の指定のない区域となっております。

続いて、2ページの計画概要書をご覧ください。

施設の種類は産業廃棄物処理施設です。

許可対象施設はがれき類の破砕施設で、処理能力は記載のとおりです。

がれき類の破砕施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」が平成 13 年 2 月に改正されたことにより、1日5トンを超える処理能力があるものについては 建築基準法第51条ただし書の許可が必要とそのときからなっておりますが、本施設はそれ以前から現在の破砕施設を設置し、処理を行っております。

今回、現在操業中の施設に隣接して保管施設を設置するため、敷地を拡大する計画であることから許可を必要とするもので、初めての許可となります

次に、3ページの位置図をご覧ください。

敷地は、JR佐原駅から南西に約2.5㎞に位置しております。

4ページの計画図をご覧ください。

搬入経路は、国道 51 号から、市道 I-12 号を経由し、前面道路の幅員 6mの市道 2512 号となります。さらに、幅員 6mから 8mの敷地内通路を通ります。

1日当たりの搬出入車両は、現在、最大 90 台となっており、今回の計画で処理施設の変更はなく、搬出入車両の増加はありません。このため、搬出入経路に対する影響について支障はないと考えております。

5ページをご覧ください。

中段の「2 審査指標」については、敷地の位置の適格性、搬出入計画の妥当性及び施設計画の妥当性について審査をし、記載のとおり支障がない旨を確認しております。

6ページの配置図をご覧ください。

赤色の破線の枠で囲ってある部分が、現在操業している既存の処理施設の敷地です。建築物は、既存の事務所棟があります。

赤い色の実線の枠で囲ってある部分が、今回の敷地拡大部分であり、保管施設を設置する計画となっております。

赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

産業廃棄物であるがれき類の搬入は、敷地内通路を経由してトラックスケールの計量を経て、コンクリートがら、アスファルトがらそれぞれの処理前保管施設へ運び込まれます。 破砕施設にて破砕処理後、コンクリートがらは、再生路盤材として保管場所に保管された後、販売・搬出されます。また、アスファルトがらは、再生骨材として販売・搬出されます。

また、計画地内には、樹木などによる緑化を行っており、緑化率 10.19%を確保しています。

7ページをご覧ください。

環境関係法令については、騒音などについて環境対策が求められますが、既存の処理施設についてそれぞれ基準に適合しており、環境に対する影響については支障がないと考えます。

なお、環境部局において支障ない旨確認されております。

最後に、敷地の周辺状況です。スクリーンをご覧ください。

これは敷地境界線から周囲 100mのラインと 200mのラインを示しており、黄色が住宅、紫色が工業施設、水色が事務所、茶色が作業場・倉庫などとなっております。

敷地境界線から 200m以内の居住者に対しては、今回の計画について説明されており、 支障がない旨を確認しております。また、計画地から 100m以内に学校、病院等はありません。

香取市の関係部局より、都市計画上支障がない旨、調整済みです。

説明は以上です。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

会 長 ただいま第3号議案について事務局から説明していただきましたが、ご意見、ご質問 がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第3号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

会 長 全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第3号議案を原案 どおり可決することに決定します。

第4号議案

会 長 それでは次に、

第4号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設 (産業 廃棄物処理施設)の敷地の位置(松戸市)について

を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第4号議案について説明申し上げます。

本案件は、建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の許可の案件 となります。

議案書の1ページをご覧ください。また、あわせてスクリーンもご覧ください。

施設の設置者は、フルハシEPO株式会社 代表取締役 山口直彦です。

敷地の位置は、松戸市上本郷の北松戸工業団地内に位置しており、敷地面積は 2,008.53 ㎡で、用途地域は工業専用地域となっております。

次に、2ページの計画概要書をご覧ください。

施設の種類は、既設の産業廃棄物処理施設で、木くずの破砕施設2基を備えており、処理能力は記載のとおりです。

建築物は、既存で、工場棟1棟、事務所棟1棟、計2棟ございます。

現在、8時から17時30分までの8時間で稼働しておりますが、今回、稼働時間の6時から22時までの16時間に延長することにより、1日の処理能力が100トンを超えることから、初めて許可を要することとなります

次に、3ページの位置図をご覧ください。

敷地は、図面中央のJR北松戸駅から南西へ約1㎞の北松戸工業団地内に位置しており

ます。

搬出入経路は、国道6号から幅員 40mの市道1級2号、幅員 12mの市道1級1号、幅員8mの市道2級61号及び市道6地区185号となっております。

次に、4ページの計画図をご覧ください。

搬入経路は、幅員8mの市道6地区185号となります。

敷地の車両出入口は東側に1ヵ所設けております。1日当たりの搬出入車両は約230台の計画となっており、搬入路の市道1級1号の交通量に対し、発生交通量が少ないことから、発生交通量による主な搬出入経路に対する影響について支障がないと考えております。次に、5ページをご覧ください。

中段の「2 審査指標」については、敷地の位置の適格性、搬出入計画の妥当性、施設 計画の妥当性について審査を行い、記載のとおり支障がない旨を確認しております。

次に、6ページの配置図をご覧ください。

赤色の線が敷地境界を示しております。今回の計画に新たな建築行為はなく、黒色の線が既存の工場棟と事務所棟を表しております。

赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

搬入された木くずは、原料保管置き場に荷降ろしした後に異物除去を行った上で破砕機 に投入し、破砕処理後、製品保管置き場に保管されます。

また、計画地の建物周囲は樹木等により緑化を行っており、緑化率 11%を確保しております。

次に、7ページをご覧ください。

環境関係法令については、騒音などの環境対策が求められますが、それぞれ基準値に適合しており、環境に対する影響については支障がないと考えております。

なお、環境部局においては支障がない旨が確認されております。

最後に敷地の周辺状況ですが、スクリーンをご覧ください。

計画地を中心に円状のラインがありますが、これは敷地境界線から周囲 100mのラインと 200mのラインを示しており、灰色が物流施設、青色が工業施設、オレンジ色が住宅、ピンク色が店舗となっております。

計画地の周辺は、工業施設、物流施設等となります。

計画地の周囲 200m以内には、共同住宅6棟、1戸建て住宅が83棟あります。

敷地境界から 200m以内の居住者には事業計画の説明を行い、意見はございませんでした。また、施設の敷地から 100m以内には学校や病院等もございません。

松戸市の関係部局より、都市計画上支障がない旨も調整済みです。

説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 会 長 第4号議案について事務局から説明していただきました。ご意見、ご質問ございましたらお願いします。
- 委員 資料4-3の中で、敷地境界における騒音の数値ですが、22 時から 6 時の部分について、数値 58dB だとここに書かれていますが、ほかの時間帯は 64dB ですが、この 58dB を達成するためにどういう手法を取っているのかをお聞かせいただけますか。
- 事務局 どのようなことをしているかということですが、環境影響調査を一応行っておりまし

て、その結果からは問題がないという形にはなっているところです。

- 会 長 操業時間外のことを質問されているのですね。22時から6時。
- 委員 そうですね。失礼しました。わかりました。
- 会 長 操業時間外の言ってみればバックグラウンドみたいな騒音ということですかね。この 施設が操業していないときでもこのぐらいの騒音はベースとしてありますよということで すか。
- 事務局 環境調査のほうからしますと、そのような形になると思います。
- 会 長 よろしいですか。
- 委員はい、わかりました。ありがとうございます。
- 委員 時間がだいぶ延びるということになっておりますが、先ほど、それで車の台数が 230 台になりますよとお聞きしたのですが、6時間以上延びますね。そうすると、車の台数はこれまでと比べてどれくらい多くなるのでしょうか。近くに住宅地があるということで、通学路もこの通るところには含まれているのではないかと思いますが、そこら辺の関係も教えてください。
- 事務局 まず台数の関係ですが、今現在、概ね 100 トン弱で操業していますので、予定が今度 は倍になるということで 230 台となっていますので、今の時点で約半分ですから 115 台程 度という感じになっております。

通学路の関係ですが、今、スクリーンに周辺施設ということで表しておりますが、計画地より一番近い小学校及び幼稚園が北部小学校と北部幼稚園というのがありまして、こちらのほうが南西側へ約 500mの位置にございます。ただし、通学路については搬出入路との重複はございません。保育所について、上本郷保育所というのが計画地から東側へ約1kmの位置にございます。また、中学校が古ヶ崎中学校、計画地から北北西の方向約1.3kmの位置にございます。

また、計画地から北北西 1.3km の位置にあります古ヶ崎小学校の通学路が、一部搬出入路と重複してしまうところがございます。国道 6 号のほうから搬出入経路、この図で青の実線で示しておりますが、さらに通学路の重複部分とその前後のルートを赤の点線で示しています。実際の重複部分が約 350mございます。ただし、こちらについては、歩道の整備が行われていることから、問題はないと考えております。

こちらが、その通学路の重複している部分の写真ですが、歩道が設置されおり、幅員が約1.5mという形で、重複している部分は全域について確保されております

委員前は8時からということで通学時間とも少しずれるかなと思ったのですが、これからは6時からということで、ぴったりと通学時間にも重なってくるわけですね。安全対策は本当によろしくお願いしたいと思います。

このルートだったら通学路と搬出搬入の通路と重複するところは少ないと思うのですが、ほかのところを通るというようなことになると、保育園も幼稚園も小学校もたくさん周りにはあるわけです。ですから、業者さんと、ほかの通路は決して通らないと、その確約はできているのでしょうか。

事務局 現在のところ、今回の施設の設置業者のほうから搬入時において車両の運転手及び業者さんのほうに運転ルートの周知と指導を徹底して行うということしか確保できてないのですが、その状況によりましては、私どものほうで建築基準法に基づき 12 条 5 項の報告

等でその辺をしっかりとやっていこうとは思っております。

委員 よろしくお願いします。必ず。

会 長 ご要望ということで、よろしくということです。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第4号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

会 長 全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第4号議案を原案 どおり可決することに決定します。

第5号議案

会 長 それでは次に、

第5号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設 (産業 廃棄物処理施設)の敷地の位置(船橋市)について

を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第5号議案について説明いたします。

案件は、建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の許可の案件です。

議案書の1ページをご覧ください。あわせてスクリーンもご覧ください。

施設の設置者は、前田道路株式会社 代表取締役 鈴木完二です。

敷地の位置は、船橋市西浦に位置しており、敷地面積は約1万4,000 ㎡で、用途地域は 工業専用地域です。

続いて、2ページの計画概要書をご覧ください。

施設の種類は産業廃棄物処理施設です。

本申請につきましては、新設する破砕施設は2基で、施設の処理能力は記載のとおりであり、がれき類の処理が1日当たり100トンを超えるため、許可を必要とするものです。

建築物につきましては、新築建築物が4棟あります。

次に、3ページの位置図をご覧ください。

敷地は、JR船橋駅から南西に約2.4㎞に位置し、工業専用地域内にあります。

4ページの計画図をご覧ください。

搬出入経路は、国道 357 号と幅員約 22mの市道 00-066 号となります。

1日当たりの搬出入車両は最大 498 台となりますが、当該敷地の前面道路は行き止まり 道路であり、また、場内に待機スペースを確保することから、発生交通量による搬出入経 路への影響は支障ないと考えております。

5ページをご覧ください。

中段の「2 審査指標」については、敷地の位置の適格性、搬出入計画及び施設計画の

妥当性について審査をし、記載のとおり支障がない旨を確認しております。

6ページの配置図をご覧ください。

赤枠部分が計画地となります。赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

今回の許可の対象建築物は、破砕施設工場、材料ヤード、事務所、倉庫が対象となります。

搬出入の流れを説明いたします。

前面の市道 00-066 号より、廃棄物は搬入口から敷地東側のがれき類ヤードに荷降ろし します。その後、破砕されたものはそれぞれ2種類のストックヤードへ運ばれます。

そして、アスファルト廃材を破砕した再生骨材は敷地中央付近のアスファルトプラントで再利用される予定となっており、再生路盤材や余剰分の再生骨材はストックヤードから 車両に積み込み、青い矢印にて搬出されます。

なお、計画地の周囲は樹木などにより緑化を行っており、緑化率 14.53%を確保しています。

7ページをご覧ください。

環境関係法令については、騒音などの環境対策が求められ、それぞれ基準に適合した配置となっており、環境に対する影響については支障がないと考えます。

なお、船橋市の環境部局において支障ないことが確認されております。

最後に敷地の周辺状況ですが、スクリーンをご覧ください。

これは敷地境界線から周囲 100mのラインと 200mのラインを示しており、紫が工業施設、薄い茶色が運輸施設となっております。

計画地につきましては、周辺は工業施設、運輸施設等であり、当該敷地から近隣 200m の範囲は工業専用地域であることから、住宅はありません。また、計画地から 100m以内に学校、病院等はありません。

船橋市関係部局より、都市計画上支障がないことを確認しております。

説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第5号議案について事務局から説明していただきました。ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第5号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

会 長 全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第5号議案を原案 どおり可決することに決定します。

第6号議案

会 長 続いて、

第6号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設 (産業 廃棄物処理施設) の敷地の位置 (市原市) について

を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

第6号議案について説明いたします。

案件は、建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の許可の案件です。

議案書の1ページをご覧ください。あわせてスクリーンもご覧ください。

施設の設置者は、前田道路株式会社 代表取締役 鈴木完二です。

敷地の位置は、市原市八幡浦二丁目に位置しており、敷地面積は 1 万 6,005.17 ㎡で、 用途地域は工業地域となっております。

続いて、2ページの計画概要をご覧ください。

施設の種類は産業廃棄物処理施設です。

申請者は、現在、本敷地でアスファルト合材の製造を行っておりますが、今回、同じ敷地にがれき類の破砕施設を設置することになりました。

建築基準法第 51 条ただし書の許可対象施設は破砕施設で、処理する品目はがれき類、 処理能力は記載のとおりとなります。

1日当たりの処理能力が100トンを超えることから、許可を必要とするものです。

次に、3ページの位置図をご覧ください。

敷地は、JR八幡宿駅から北に約1.4㎞に位置しております。

4ページの計画図をご覧ください。

搬入経路は、国道 16 号から幅員 11.22mの市道 103 号及び幅員 11.15mの市道 3005 号となります。

1日当たりの搬出入車両は最大 288 台で、搬出入路となる国道 16 号の交通量に対し発生交通量の割合が小さいことから、搬出入路に対する影響について支障ないと考えております。

5ページをご覧ください。

中段の「2 審査指標」については、敷地の位置の適格性、搬出入計画及び施設計画の 妥当性について審査をし、記載のとおり支障がない旨を確認しております。

6ページの配置図をご覧ください。

赤枠部分が計画地を、黒の太線が既存の材料ヤード棟と事務所棟を表しております。薄い赤色で着色してある部分が、今回の産業廃棄物処理施設です。

赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

産業廃棄物は、トラックスケールにて計量後、保管場所へ運び込まれ、その後、選別機で分別され、破砕機にて破砕されます。

破砕処理されたコンクリートがらは、保管場所に保管され、再生路盤材として搬出されます。また、破砕処理されたアスファルトがらの一部は再生路盤材として搬出され、残りは再生骨材として場内のリサイクルプラントにて再生利用され、再生合材として搬出されます。

また、計画地の周囲は樹木などにより緑化を行っており、緑化率 10.07%を確保してい

ます。

7ページをご覧ください。

環境関係法令については、騒音などの環境対策が求められ、それぞれ基準に適合した配置となっており、環境に対する影響については支障がないと考えます。

なお、環境部局においても支障がない旨が確認されております。

最後に敷地の周辺状況ですが、スクリーンをご覧ください。

これは敷地境界線から周囲 100mのラインと 200mのラインを示しております。周囲の建物として、紫色が工業施設、薄い茶色が運輸施設、青が事務所、やまぶき色が寄宿舎、濃いピンク色が商業施設となっております。なお、隣接する寄宿舎は、今回の申請者である前田道路株式会社の社員寮です。

隣接する土地及び建築物は企業6社が所有しており、今回の施設の資料を配布し説明を 行い、支障がない旨を確認しております。また、計画地から100m以内に学校、病院等は ありません。

市原市の関係部局より、都市計画上支障がない旨、調整済みです。

説明は以上です。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

- 会 長 第6号議案について事務局から説明していただきました。ご意見、ご質問ございましたらお願いします。
- 委員 4ページの地図を見ますと、100m以内には学校などはないということですが、学校がもう少し遠くにはあるのかなと。

それから、地図を見ますと公園が多いですね。八幡浦第一公園とかありますね。ちょうど囲まれたところの道路をダンプなどが通っていくということですが、先ほど 288 台と言われたでしょうか。今度の改定によって台数が増えるのかどうかというのがまず一つ。

それから、この公園などを通っていくのですが、子どもたちなどが公園ですから当然来るわけですね。その辺の安全対策はどうか。それから、もうちょっと先に学校やら幼稚園などがあるのかどうか、その辺を教えてください。

事務局 まず、交通量の増加ですが、現在の台数は把握しておりませんが、がれき類の搬入が増えますことから、増えた結果 288 台になると考えております。増えて 288 台に最大でなりますが、それについての交通量に対する影響等は、数字で計算したところ、寄与率で0.4%程度ということで、支障ないと考えております。

次に学校ですが、スクリーンに用意いたしますが、周辺の学校を表しております。一番近いところが市原市立袖ヶ浦保育所で、そこが直線距離で 900mとなっております。この施設は、ほかの学校も全部そうですが、国道 16 号より西側にあり、今回の許可申請の施設とは国道 16 号を挟んでいますので、ほとんど交通上の影響はないと考えております。

それから、当該公園、2ヵ所ございますが、これは都市計画決定された公園ではありません。市で管理はしていますが、国道 16 号よりも西側にあり、お子様の利用はほとんどない状況で、周辺の従業員さんが憩う場所として利用されているのが現状です。

会 長 ほかにいかがですか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第6号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (挙 手 全 員)

会 長 全員賛成です。

よって、「千葉県都市計画審議会条例」第5条第4項の規定により、第6号議案を原案 どおり可決することに決定します。

以上で予定された議案の審議はすべて終了しました。

その他ということで、事務局から何かありますか。

事務局 特にございません。

会 長 どうもありがとうございます。これで今日の審議はすべて終了しました。熱心にご審 議いただきましてありがとうございます。進行を司会にお返しします。

10. 閉 会

司 会 委員の皆様、ご審議をありがとうございました。 以上をもちまして第185回千葉県都市計画審議会を閉会いたします。

—— 以上 ——